

3 . 政策及び 15 年度重点施策等

政 策	リスクに対応した実効性のある検査の実施
15 年度 重点施策	検査に係る基本方針・計画にて策定し、実施 情報収集・分析態勢の強化
参考指標	検査実施状況（検査実施件数等）

2 . 政策の目標等

法定任務	金融機能の安定
基本目標	金融機関が健全に経営されていること
重点目標	金融機関のリスク管理態勢が確立されていること

3 . 政策の内容

平成15 検査事務年度（15 年 7 月～16 年 6 月）においては、リスクに対応した実効性ある検査の実施に向けて、個別金融機関のリスクも勘案しつつ、検査基本方針を策定し、当該基本方針に以下のとおり 4 つの重点課題を掲げ、これに取り組むこととしました。

主要行グループに対する深度ある検査の一層の推進

中小企業等の経営実態等に即した的確な検査の確保

システムリスク管理態勢の検証

政策金融機関・郵政公社に対する検査の実施

これらのほか、当該基本方針においては、各業態固有のリスクを踏まえた業態別重点課題を掲げ、これに取り組むこととしました。

なお、15 検査事務年度の検査の基本方針等については、「平成15 検査事務年度検査基本方針及び基本計画」（平成15 年 8 月 18 日）として公表しています。

また、当該基本方針に掲げた 4 つの重点課題に加えて、検査局に検査の参考となる情報の収集・分析を行う調査室を設置し、情報収集・分析態勢の強化を図ることとしました。

4 . 現状分析及び外部要因

- (1) 主要行については、不良債権比率を平成 16 年度末までに平成 14 年 3 月末の半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図るとの目標を掲げた「金融再生プログラム」が進行中です。

- (2) 15年3月28日に発表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」においては、各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組みとして「中小企業の実態に即した検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改訂」が盛り込まれています。
- (3) 金融機関においてコンピューターシステムは、業務運営上必要不可欠な基幹的インフラとなっており、システムトラブルの防止の重要性が近年特に高まっていました。また、コンピューターシステム統合を伴う金融機関等の経営再編が進展する中で、金融機関のシステム統合等に係るリスクも拡大しています。
- (4) 政策金融機関・郵政公社に対する検査については関係法令の整備が図られ、平成15年4月1日、金融庁はこれらの機関にかかるリスク管理分野の検査権限について主務大臣から委任されました。
- (5) 検査の効率性・実効性を高めるため、情報収集・分析に関する検査班の負担の軽減を図るとともに、金融機関やその債務者に関するより多面的な実態把握を行う必要があります。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成15事務年度においては、業態固有のリスクを踏まえるとともに、個別金融機関毎のリスク特性も踏まえつつ、リスクに対応した実効性ある検査の実施に努め、以下のとおり、4つの重点課題及び情報収集・分析態勢の強化に係る施策を推進しました。

主要行グループに対する深度ある検査の一層の推進

主要行グループに対しては、資産査定 of 厳格化の徹底等を図る観点から、「金融再生プログラム」を踏まえ、以下の施策を実施しました。

ア．通年・専担検査体制の下での検査の実施

主要行グループ別に各検査部門が専担的に、一年を通じて同一グループ内の金融機関を順次検査する通年・専担検査体制の下、主要行グループ内の金融機関の検査を適時・的確に実施しました。

イ．自己査定と検査結果の集計ベースでの格差公表

厳格な自己査定の自覚を促す観点から、15年9月9日に昨年に続き第2回目となる格差公表を行いました。

ウ．再建計画検証チームによる債務者企業の再建計画の検証

再建計画を有する債務者については、15年9月期の特別検査フォローアップ（127先）及び16年3月期の特別検査（122先）において、再建計画検証チームが特別検査班と連携して再建計画の重点的な検証を行いました。

エ．大口債務者に対する主要行間の債務者区分の統一

検査局内のデータベースを基に 15 年 1 月以降の主要行への検査を通じて順次実施しました。16 年 3 月期の特別検査により、メイン行において債務者の直近の業況等を反映した適正な債務者区分を新たに確定しました。これらに基づき、準メイン行以下の主要行に対する通常検査（4 行）において、債務者区分の統一を図りました。

オ．繰延税金資産の厳正な検証

繰延税金資産の計上額の妥当性について、会計基準に則り、厳正に検証しました。

カ．特別検査等の実施

主要全 11 行に対して 15 年 9 月期を対象とした特別検査フォローアップ（対象債務者計 161 先）及び 16 年 3 月期を対象とした特別検査（対象大口債務者計 133 先）を実施しました。

キ．大口与信管理態勢検査の導入

特別検査結果及び再建計画の検証結果や、更にその後の対応状況について 24 条告に基づくヒアリングを行った結果を踏まえ、大口与信管理態勢が不十分であると認められた主要行に対して、大口与信管理態勢検査を行うこととしました。

中小企業等の経営実態等に即した的確な検査の確保

中小企業と大企業で融資の際の着眼点が異なること等を踏まえ、中小企業等の経営実態に即した的確な検査を実施する観点から、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改訂に取り組みました。

16 年 2 月 26 日、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を改訂し、通達として発出・公表しました。改訂の概要は以下のとおりです。

ア．債務者との意思疎通

金融機関が、日頃の企業訪問や経営指導などの債務者との密度の高いコミュニケーションを通じ、債務者の経営実態を適切に把握しているかを検査において、検証。その検証結果が良好であれば、債務者区分の判断に当たって、企業の成長性や経営者の資質等に関する金融機関の評価を尊重、金融機関による再生支援の実績を引当率に反映。

イ．擬似エクイティへの対応（DDS）

金融機関が、中小・零細企業向けの債権を、債務者の経営改善計画の一環として、資本的劣後ローンに転換（DDS）している場合には、債務者区分等の判断において、当該劣後ローンを資本とみなす。

ウ．小口・多数の債権の分散効果

資産内容に特に問題がなく、前回検査結果が良好な金融機関については、検査で検証が省略できる債務者の金額基準を現行の与信額 2,000 万円から 5,000 万円に引

上げ。

エ．運用の改善

赤字や債務超過といった表面的な現象のみで債務者区分を判断するのではなく、キャッシュフローを重視することを明確化。

経営者の資質等に関する検証ポイントとして、過去の約定返済履歴等の取引実績や経営者の経営改善に対する取組み姿勢を追加。

債務者の実態に関する疎明資料として、金融機関側が債務者管理や自己査定のために用いる資料を活用できることを明確化。

オ．事例の大幅な拡充

現行の 16 事例から 27 事例に拡充。

システムリスク管理態勢の検証

コンピューターシステム統合を伴う金融機関等の経営再編の進展に対応し、合併予定の地域銀行や傘下銀行間のコンピューターシステム統合を行なう銀行グループについて「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」等を活用し、システムリスク管理態勢の検証を行いました。

システムリスク管理態勢について重要な問題点を検査により把握した場合には、検査担当者が監督部門と一体となって監督上のフォローアップを実施しました。

政策金融機関・郵政公社に対する検査の実施

政策金融機関・郵政公社に対する検査については、各機関の特性も踏まえ、自己査定の正確性、償却・引当の適切性、内部管理態勢の適切性について、民間金融機関に適用している金融検査マニュアル、保険検査マニュアル等を用いて、5 つの機関について検査を実施しました。

情報収集・分析態勢の強化

金融機関やその大口債務者に関する情報をはじめ産業動向・金融情勢全般に関する多種多様な情報の収集・分析を主たる任務とする調査室を設置しました。調査室においては、約 1 万件もの新聞・雑誌記事のリスト化を行ったほか、主要産業 9 業種についての業界動向分析を行いました。これらの情報は、検査班に速やかに伝達され、検査の参考情報として活用しました。

(2) 評価

平成15 検査事務年度においては、銀行等（銀行持株会社を含む）については、94 件の検査を実施しました。このうち、コンピューターシステム統合を行う銀行等に対するシステム統合リスク管理態勢検査11件や特別危機管理銀行に対するガバナンス

ス検査 1 件を行いました。また、信用金庫・信用組合等の協同組織金融機関について236件、保険会社について14件、証券会社等について107件、その他の金融機関について396件の検査をそれぞれ実施しました。

これらの検査においては、各業態固有のリスクや個別金融機関毎のリスク特性を踏まえた的確な実態把握を行い、各金融機関のリスク管理上の問題点の指摘を的確に行った結果、金融機関のリスク管理態勢の改善に効果があったものと考えます。

【資料 1 平成 15 検査事務年度の検査実施計画・実績件数】

(単位：件)

	検査計画件数(注1)	検査実績件数
銀行等(銀行持株会社を含む)	90	94(注2)
協同組織金融機関	235	236
保険会社	15	14
証券会社等(投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者を含む)	105	107
政策金融機関・郵政公社	5	5
その他金融機関	390	396

(注1) 当該計画は、年度当初の見込みとして設定したものです。

(注2) 同一銀行等に対して、複数回検査を実施していることから、検査実施件数は、実施金融機関数と一致しない。

4つの重点課題及び情報収集・分析態勢の強化に係る施策に関する評価は、以下のとおりです。

ア．主要行グループに対する深度ある検査の一層の推進

(ア) 通年・専担検査体制の下での検査の実施

主要行グループを一体的に捉えた専門性の高い検査を継続的に実施することが可能となり、検査の実効性・効率性が高まることとなりました。

(イ) 自己査定と検査結果の集計ベースでの格差公表

公表結果によれば、貸出金分類額の増加率では1巡目35.9%、2巡目10.1%、3巡目6.0%であり、償却・引当額の増加率では1巡目47.1%、2巡目14.2%、3巡目8.7%となっており、貸出金分類額の増加率及び償却・引当額の増加率ともに減少しており、主要行の自己査定の精度が向上してきたものと考えます。

(ウ) 特別検査等の実施及び再建計画検証チームによる債務者企業の再建計画の検証

これまでの特別検査等の実施や再建計画検証チームによる再建計画の重点的検証の結果、大口債務者の適切な債務者区分の確保が行われ、資産査定の厳格化

を促進したものと考えています。

(エ) 大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一

大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一を行った結果、主要行における大口債務者の適正な債務者区分の確保に効果があったものと考えています。

(オ) 繰延税金資産の厳正な検証

繰延税金資産の計上額の妥当性の検証の結果、主要行全11行の繰延税金資産のTier 1に占める割合の推移をみると、15年3月期59.5%、15年9月期42.5%、16年3月期36.3%となっており、繰延税金資産の適正な計上に効果があったものと考えます。

(カ) 大口与信管理態勢検査の導入

大口与信管理態勢検査の導入により、大口与信管理態勢が不十分と認められる主要行の大口与信管理態勢上の問題点を適時・的確に把握することが可能となり、管理態勢の改善を促す効果があるものと考えています。

以上の資産査定の厳格化に向けた各種施策や大口債務者に係る引当金算定方法としてのDCF法の適用などの諸施策があいまって、特別検査対象者の大口要管理先への引当率が15年3月期22%から16年3月期40%と大幅に上昇するなど、貸倒引当金が手厚くなった一方、不良債権コストは、15年3月期1.3兆円から16年3月期0.9兆円に低下しており、不良債権問題の正常化が着実に進展したものと考えています。

【資料2 特別検査等の実施結果】

	不良債権処分損	大口要管理 先の引当率	特別検査対象債務者先数	
				うち下位遷移先
14年3月期特別検査	1.9兆円		149先	71先
15年3月期特別検査	1.3兆円	37% [22%]	167先	27先
15年9月期フォローアップ	0.9兆円	40%	161先	24先
16年3月期特別検査	0.4兆円	40%	133先	26先

(注) []内は、DCF法適用以前の算出方法により試算した引当率。

イ. 中小企業等の経営実態等に即した的確な検査の確保

金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]の改訂案公表時のパブリックコメントにおいて改訂を評価する意見が多数寄せられました。また、本年2月の改訂後に検査を実施した金融機関から、検査モニターを通じての意見聴取を行ったところ、改訂を評価するものや、債務者との意思疎通に向けた体制整備等の改訂の内容に即

した前向きな取組みを行うものなどが見られました。

今後、より一層きめ細やかな中小企業等の実態に即した検査の実施に寄与するものと考えています。

ウ．システムリスク管理態勢の検証

合併等の経営再編によるコンピューターシステム統合に係るシステムリスク管理態勢について検査を実施することにより、コンピューターシステム統合時のリスクやこれに対する経営陣の認識及び取組み状況を的確に把握し、経営陣に指摘した結果、コンピューターシステム統合予定金融機関のガバナンスの向上、経営陣の的確なリスク把握を促しました。こうした取組みは、検査後フォローアップにおける監督部門との緊密な連携とあわせ、コンピューターシステム統合時における重大なシステム障害発生抑制に寄与できたものと考えています。

エ．政策金融機関・郵政公社に対する検査の実施

政策金融機関・郵政公社に対する検査については、各機関毎のリスク特性も踏まえた的確な実態把握を行い問題点の指摘を行ったうえ、主務大臣に対して検査結果を報告することにより、主務大臣のこれら機関に対する監督に資したものと考えます。

オ．情報収集・分析態勢の強化

検査局に調査室を新設し、各種情報の収集及び分析業務の専担化を行った結果、聞・雑誌記事等の情報の効率的収集・活用が可能となり、各検査班の情報収集に係る作業負担が軽減されました。また、業界動向分析等の高度な分析が可能となり、その分析結果を各検査班に伝達した結果、これらの情報を活用して債務者実態がより多面的に把握されるなど深度ある検査に寄与したものと考えています。

各金融機関の検査においては、各業態固有のリスクを踏まえるとともに、個別金融機関毎のリスク特性を踏まえた的確な実態把握を行いました。

例えば、個別主要行の大口与信管理に係るリスクに対応し、大口与信管理態勢が不十分と認められる主要行に対する大口与信管理態勢検査の導入したこと、合併等の経営再編によるコンピューターシステム統合を控え、システムリスクが通常時時よりも高まった銀行等に対して、システム統合リスク管理態勢検査を実施したこと、特別危機管理銀行に対するガバナンス検査を実施したこと、政策金融機関・郵政公社に対する各機関毎のリスク特性も踏まえた検査を実施したこと、等が挙げられます。

また、金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]の改訂では、資産内容に特に問題がない等の金融機関の検査で検証が省略できる債務者の金額基準を引き上げたこと

により、個別金融機関のリスクに一層対応した検査が可能となりました。

このように検査において把握した各金融機関のリスク管理上の問題点を的確に指摘したこと等により、金融機関のリスク管理態勢の改善に効果があったものと考えます。

6．今後の課題

(1) 金融庁においては、平成16年度末までに「金融再生プログラム」を着実に推進し、主要行の不良債権問題を終結させるとともに、リレーションシップバンキング（間柄重視の地域密着型金融）の機能強化等により中小企業の再生と地域経済の活性化を図り、強固な金融システムの構築を目指しています。平成17年4月には、金融システム全体の効率化のために重要なペイオフ解禁拡大が予定されています。また、近時、株価、金利等の市場動向に変化がみられます。このように金融機関を取り巻く環境は新たな局面を迎えています。

さらに、「経済財政基本運営と構造改革に関する基本方針2004」において、平成16年末を目途に「金融重点強化プログラム」（仮称）を策定することとされています。

今後、検査マニュアルの下での検査の定着、金融機関を取り巻く環境への的確な対応等を考慮し、各金融機関のリスク特性等に応じてメリハリをつけた検査や特定のリスクに焦点を当てた検査など、より重点的かつ機動的な検査を実施する必要があります。

(2) 平成17年度において、上記の検査等の実施のため、機構定員要求を行う必要があります。

7．当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

8．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、金融機関検査の実施状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・金融機関検査の実施数
- ・主要行に対する特別検査の結果について
- ・金融検査マニュアル別冊に係るパブリックコメント結果
- ・検査モニター結果

10 . 担当部局

検査局総務課